

総合環境政策局の諸課題について

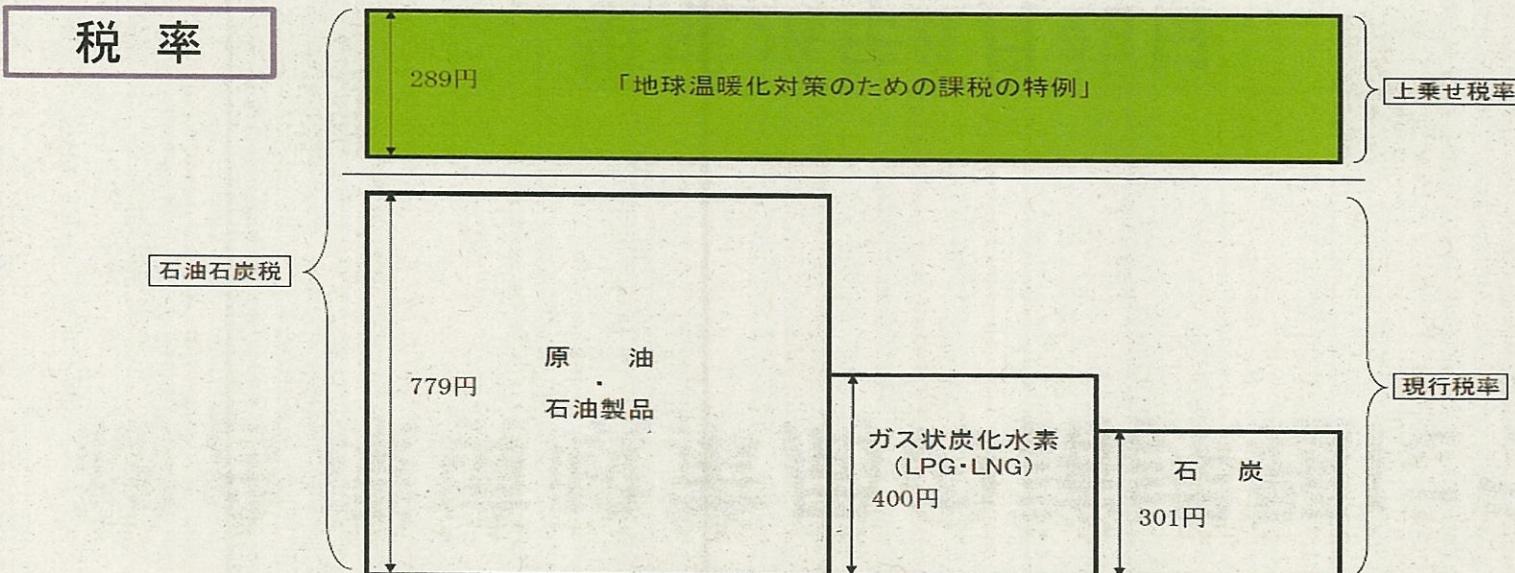
平成24年4月25日

環境省総合環境政策局

○「地球温暖化対策のための税」について

- 全化石燃料に対してCO₂排出量に応じた税率(289円/CO₂トン)を上乗せ
- 平成24年10月から施行し、3年半かけて税率を段階的に引上げ
- 税収は、我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源CO₂排出抑制施策に充当

〈CO₂排出量1トン当たりの税率〉



段階施行

課税物件	現行税率	H24年10/1～	H26年4/1～	H28年4/1～
原油・石油製品 [1 k ² t当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1 t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1 t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※()は石油石炭税の税率。

税 収

初年度: 391億円 / 年度: 2,623億円

→ 再生可能エネルギー大幅導入、省エネ対策の抜本強化等に活用

平成24年度税制改正大綱(平成23年12月10日閣議決定)(抄)

第2章 平成24年度における主な取組み

5. 環境関連税制

(2) エネルギー課税

① 地球温暖化対策のための税の導入

我が国では、温室効果ガスの約9割をエネルギー起源CO₂が占めており、今後、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化などのエネルギー起源CO₂の排出抑制対策を強化することは不可欠です。

こうした状況に鑑み、我が国においても税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成23年度税制改正では、上記の考え方に基づき、「地球温暖化対策のための税」を盛り込んだところですが、国会における審議の結果、この改正事項については見送られることとなりました。この改正事項については、地球規模の重要かつ喫緊の課題である地球温暖化対策を進める観点から、平成24年度税制改正において、引き続き、実現を図ります。

具体的な手法としては、広範な分野にわたりエネルギー起源CO₂排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けることとします。

この特例により上乗せする税率は、原油及び石油製品については1キロリットル当たり760円、ガス状炭化水素は1トン当たり780円、石炭は1トン当たり670円とします。

このように「広く薄く」負担を求ることで、特定の分野や産業に過重な負担となることを避け、課税の公平性を確保します。また、導入に当たっては、急激な負担増とならないよう、税率を段階的に引き上げるとともに、一定の分野については、所要の免税・還付措置を設けることとします。併せて、燃料の生産・流通コストの削減や供給の安定化、物流・交通の省エネ化の方策や、過疎・寒冷地に配慮した支援策についても実施することとします。

平成24年度税制改正大綱(平成23年12月10日閣議決定)(抄)

第2章 平成24年度における主な取組み

5. 環境関連税制

(2) エネルギー課税

② 挥発油税、地方揮発油税及び軽油引取税

国及び地方の財政事情が非常に厳しい状況にあることや、地球温暖化対策の観点も踏まえ、引き続き、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持することとします。

③ 森林吸収源対策

温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、平成25年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討します。

④ 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠です。既に地方公共団体が、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、エネルギー起源CO₂排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討します。

○公害防止計画について

公害防止計画とは

公害の著しい地域について、公害防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、都道府県知事が策定する地域計画。(環境基本法)

公害防止計画制度の改正

H22年12月 中央環境審議会意見具申「今後の 公害防止計画制度の在り方について」

H23年3月 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(公害財特法)の有効期限を10年延長

H23年8月 地域の自主性及び自立性を高めるための第2次一括法の一部施行に伴い、

- ①環境大臣による策定指示を廃止
- ②公害防止計画のうち公害防止対策事業計画以外の部分に係る環境大臣同意を廃止

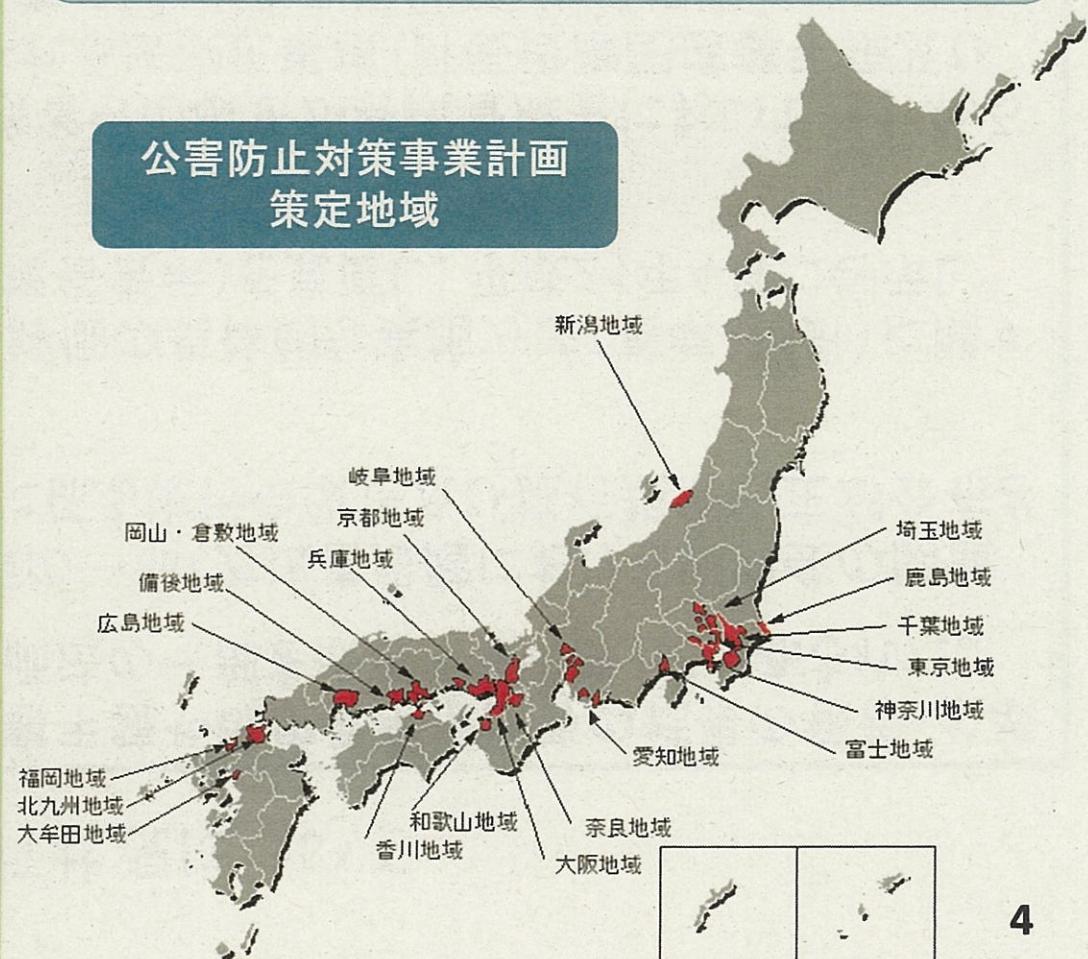
公害防止対策事業計画

- 公害防止計画の一部を構成する、公害財特法に基づく計画
 - 都道府県知事が公害財特法に基づく財政上の特別措置を受けようとする場合には、公害防止対策事業計画の環境大臣同意を求めて協議
 - 対象事業は、①下水道の設置又は改築、②しゅんせつ等、③農用地における客土等、④ダイオキシン類土壤汚染対策

公害防止対策事業計画の同意

- 30地域(24都府県)において策定されていた公害防止計画はH22年度末に終了。
 - 制度の改正後、引き続き公害防止計画が作成された21地域(18都府県)の公害防止対策事業計画について、H24年3月に環境大臣の同意を行った。

公害防止対策事業計画 策定地域



○改正環境影響評価法の施行状況について

- 平成23年4月に、計画段階配慮書手続や環境保全措置等の結果の報告・公表手続等を盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律」が公布された。
- 平成23年10月には、法改正事項の一部(方法書段階における説明会の開催の義務化、電子縦覧の義務化等)に係る施行令改正及び施行規則改正が公布され、平成24年4月に施行された。
- 改正法の公布を受け、環境影響評価の具体的な実施方法(基準・指針)に関する事業種横断的な基本的事項(環境省告示)を見直し、平成24年4月に告示した。
- 今後、環境省告示を踏まえ、主務省令の改正が各所管府省において行われる予定。また、平成25年4月に施行される法改正事項(計画段階配慮書手続及び環境保全措置等の結果の報告・公表手続)に係る施行令・施行規則の改正を行う予定。
- また、平成23年11月に、風力発電所の設置等の事業を法対象事業に追加するための施行令改正が公布されており、平成24年10月より施行される。

改正環境影響評価法の概要

